

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米沢市は後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

米沢市長

## 公表日

令和7年7月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等関連法令に基づき、以下の事務を行う。 ・被保険者に係る申請、届出又は申出の受理 ・申請等に係る事実についての審査 ・申請等に対する応答に関する事務 ・資格確認書等に関する事務 ・特定疾病療養受療証に関する事務 ・後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ・一部負担金に係る措置に関する事務 ・一時差止めに関する事務 ・保険料の賦課に関する事務 ・保険料の徴収に関する事務
③システムの名称	(1)後期高齢者医療市町村システム (2)後期高齢者医療広域連合電算処理システム (3)滞納管理支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表の85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部保険年金課 総務部税務課 総務部納税課
②所属長の役職名	保険年金課長 税務課長 納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 総務部総務課 行政担当 電話番号0238-22-5111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 市民環境部保険年金課 保険給付担当 米沢市役所 総務部税務課 米沢市役所 総務部納税課 電話番号0238-22-5111
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満(任意実施)            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上         </div>
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 500人以上 2) 500人未満         </div>
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり 2) 発生なし         </div>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスでは、複数人で確認を行うようにしており、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <input type="checkbox"/> 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、情報セキュリティに関する研修を実施している。研修においては受講確認を行い、関係する全ての職員が受講するための措置を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I.5. ②所属長の役職名	国保年金課長 猪股 郁子	国保年金課長	事後	
令和1年6月24日	I.8. 連絡先	高齢者医療担当	保険給付担当	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策		様式変更による記載	事後	
令和3年12月24日	I.5. ①部署	市民環境部国保年金課	市民環境部保険年金課	事後	
令和3年12月24日	I.5. ②所属長の役職名	国保年金課長	保険年金課長	事後	
令和3年12月24日	I.8. 連絡先	市民環境部国保年金課	市民環境部保険年金課	事後	
令和4年3月10日	I.4. 情報ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月10日	I.4. 情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第二 82項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の2の2	事前	
令和4年3月10日	IV.6. 情報ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[ ]接続しない(入手) 十分である	事前	
令和6年9月20日	I.3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表第一の59の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表の85の項	事後	
令和6年9月20日	I.4. 情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第二 82項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の2の2	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項	事後	
令和6年9月20日	II.1. いつ時点の計数か	2019/1/1	2024/4/1	事後	
令和6年9月20日	II.2. いつ時点の計数か	2019/1/1	2024/4/1	事後	
令和7年7月3日	I.1. ②事務の種類	高齢者の医療の確保に関する法律等関連法令に基づき、以下の事務を行う。 ・被保険者に係る申請、届出又は申出の受理 ・申請等に係る事実についての審査 ・申請等に対する応答に関する事務 ・被保険者証及び被保険者資格証明書に関する事務 ・特定疾病療養受療証に関する事務 ・限度額適用・標準負担額減額認定に関する事務 ・後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ・一部負担金に係る措置に関する事務 ・一時差止めに関する事務 ・保険料の賦課に関する事務 ・保険料の徴収に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律等関連法令に基づき、以下の事務を行う。 ・被保険者に係る申請、届出又は申出の受理 ・申請等に係る事実についての審査 ・申請等に対する応答に関する事務 ・資格確認書等に関する事務 ・特定疾病療養受療証に関する事務 ・後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ・一部負担金に係る措置に関する事務 ・一時差止めに関する事務 ・保険料の賦課に関する事務 ・保険料の徴収に関する事務	事後	
令和7年7月3日	I.5. ①部署	市民環境部保険年金課	市民環境部保険年金課 総務部税務課 総務部納税課	事後	
令和7年7月3日	I.5. ②所属長の役職名	保険年金課長	保険年金課長 税務課長 納税課長	事後	
令和7年7月3日	I.8. 連絡先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 市民環境部保険年金課 保険給付担当 電話番号0238-22-5111	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 市民環境部保険年金課 保険給付担当 米沢市役所 総務部税務課 米沢市役所 総務部納税課 電話番号0238-22-5111	事後	
令和7年7月3日	IV.8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和7年7月3日	IV.8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスでは、複数人で確認を行うようにしており、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事前	
令和7年7月3日	IV.11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事前	
令和7年7月3日	IV.11. 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事前	
令和7年7月3日	IV.11. 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、情報セキュリティに関する研修を実施している。研修においては受講確認を行い、関係する全ての職員が受講するための措置を講じている。	事前	